

議案第 97 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、提案するものであります。

権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

学童クラブ育成料

2 債務者

1人

3 放棄する債権額

50,000円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における5年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第169条）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であるため

(参 考)

学童クラブ育成料
放棄対象債権内訳表

番号	放棄する債権額	利 用 月	備 考
1	50,000 円	平成21年5月～平成22年2月	市外転出

納期限 各利用月の末日 時効期間 5年